

学校いじめ防止基本方針



平成26年3月
和歌山県立桐蔭中学校・桐蔭高等学校

学校いじめ防止基本方針

和歌山県立桐蔭中学校・桐蔭高等学校

平成26年3月

目 次

1	はじめに	1
2	いじめの定義	2
3	いじめの理解	3
	(1) いじめに見られる集団構造	3
	(2) いじめの態様	4
4	いじめの防止等の学校の取組	5
	(1) いじめの防止等の対策のための組織	5
	(2) 未然防止	6
	(3) 早期発見・早期対応	8
	(4) 教職員の資質能力の向上	12
	(5) 家庭・地域との連携	12
	(6) 継続的な指導・支援	12
	(7) 取組内容の点検・評価	13
5	桐蔭中学校での取組	14
	(1) 未然防止	14
	(2) 早期発見、早期対応	15
	(3) 家庭・地域との連携	19
	(4) 桐蔭中学校のいじめ防止に係る年間指導計画	20
6	桐蔭高等学校での取組	21
	(1) 未然防止	21
	(2) 早期発見・早期対応	21
	(3) 家庭・地域との連携	24
	(4) 桐蔭高等学校のいじめ防止に係る年間指導計画	25
7	重大事態への対処	26
	(1) 重大事態の判断・報告	26
	(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供	27
8	資料	29
	(1) いじめ防止対策基本法（平成25年法律第71号）	29
	(2) いじめ防止に関する基本的な方針	35

1 はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に関わる重大な問題であり、断じて許されない行為である。また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることから、すべての関係者が、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志をもち、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、情報を共有しながら解決していかなければならない。

なかでも、学校及び教職員にはいじめ防止等のため、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）の基本理念にのっとり、学校全体で取り組み、対処する責務がある。まず「いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない」（「法」3条1項）とされている。また、「全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない」（「法」3条2項）。そして、「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない」（「法」3条3項）とされている。

これらのことを踏まえ、本校においても、①いじめの防止のための取組、②いじめの早期発見のための取組、③いじめへの適切かつ迅速な対処を組織的に行うこととする。

「法」におけるいじめは、「学校に在籍する児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為」（「法」第2条1項）をいう。ここでは、必ずしも学校内で行われている行為のみを指すわけではない。しかし、生徒と直接向き合う学校及び教職員には、いじめに起因する多様なトラブルを解決する際に、その果たすべき役割は極めて大きいものがある。この「学校いじめ基本方針」は、その役割の重要性に鑑み、これまで、本校が行ってきたいじめの防止等への取組の充実やより有効な対応を図るものである。

そして、桐蔭中学校・桐蔭高等学校の生徒一人一人の安全・安心を守るとともに、生徒たちの健やかな育ちと自己有用感が育まれ、笑顔あふれる学校生活が送れるよう、この「学校いじめ防止基本方針」を策定する。この方針のもとに、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するものである。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条1項（定義）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（参照 P. 29）

この「法」では、被害生徒の立場に立った判断こそが重要であるという前提に立って、いじめを受けた生徒の主観的な判断に基づいていじめの範囲が決定されることとしている。このことは、いじめを受けた生徒の尊厳を保持することを「法」の目的として定めている（「法」第1条）ことと、いじめはときとして密室性があり、第三者による客観的な判断が行われにくい場合が少なくないという実態とに整合している。なお、この「心身の苦痛を感じているもの」の要件については、いじめには多様な態様があることを踏まえ、限定して解釈されることは望ましくない。

また、いじめは心理的又は物理的な影響を与える「行為」と定められている。ここにいう「行為」とは、悪口や脅し文句を言ったり、叩いたり蹴ったりするような「作為」はもちろん、仲間はずれにしたり、集団で無視をするような「不作為」であっても、その不作為によって他の生徒に心理的な圧迫を加えるという点からその「行為」となる。

さらに、この「法」におけるいじめは、生徒と他の生徒との行為に限定されるものの、その関係については、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等」と定められている。しかし、同じ学校に在籍していることは、「一定の人間関係にある」の一つの例に過ぎないことから、かつて同じクラスにいたとか、あるいは学校とは関わりのない活動において接触がある場合なども含んでいる。

ここでは、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめにはさまざまな態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察する必要がある。なお、いじめの認知については、次の項目に留意して行うものとする。

- (1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・クラスや部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。

- (3) 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- (4) インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。

いじめは、いじめを受けている生徒（以下、被害生徒）といじめている生徒（以下、加害生徒）だけの問題ではない。周りで、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲がよい集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。さらに、今日的な課題として、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、携帯電話やLINE（ライン）などのSNS（ソーシャルネットワークサービスの略。以下、SNSという。）でのやりとりの中であつてつくられている関係についても認識する必要がある。

今日のいじめの特徴としてあげられるのは、第1に、いじめの「日常化」という側面である。つまり、いじめとは、ある時、異常な行動として突発的に起こるというものではない。日常的・継続的に行われるのである。しかも、どの学校、どのクラスでも起こりうる問題である。

また、第2の特徴としてあげられるのが、いじめの「見えにくさ」である。かつてのイメージのように特定のいじめられやすい生徒が、常にターゲットになる状況とは異なり、むしろ誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることが国の調査からも報告されている。

さらに、第3の特徴としてあげられるのが、いじめの「透明化」という問題である。こうなると、かつての場合と異なり、学校や親もいじめの存在自体を見つけることが難しくなる。つまり、第1の特徴である「日常化」、第2の特徴である「流動化」の結果、いじめそのものが見えにくく、見つけにくくなっている。SNSなどのインターネット上でつながっていることも第三者には見え

ないため、「見えにくさ」をさらに促し、発見の困難さを加速させている。このように、いじめが見えにくく、発見しにくいからといって、いじめを見逃して、深刻化させてもやむを得ないということではない。深刻化する前に早期に発見することは、可能であるし、またいじめに発展する前に、いかに防止するかという視点が大切である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、これまでの概念にしばられず、現在のいじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解することが重要である。

(2) いじめの態様

現在のいじめは、加害生徒と被害生徒の関係が流動的で、いじめの理由に客観的な根拠を見い出すことができないことも多い。また、ただ黙って傍観しているだけの生徒も多く、こうした無関心層の厚さが教職員からいじめを見えにくくしている。さらに加害生徒たちは、無関心層と大差無い生徒たちで、そのいじめ行為も、あからさまな暴力として表れることは少なく、遊びや悪ふざけとの境界線がはっきりしない。このことから、教職員は特にいじめを受けた生徒の心情を踏まえて、適切に対応する必要がある。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
(軽度暴力)

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
(暴力)

(暴力を伴わないもの)

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
(言葉)

○仲間はずれ、集団による無視をされる
(仲間はずし)

○金品をたかられる
(恐喝)

○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
(悪戯) 又は (盗難) (損壊)

○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
(脅迫) (侮辱) 又は (強要)

○パソコンや携帯電話、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
(誹謗中傷) 又は (個人情報漏洩) (名誉毀損)

なお、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合に

も、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応するものとする。また、上記のいじめのなかには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に通報することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察へ通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとらなければならない。

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校のいじめ防止対策の中心組織として、常設の人権委員会（いじめ対策・特別支援）を設置する。

イ 人権委員会委員長は、特別活動部人権室長がその任にあたる。

ウ 人権委員会委員長は、人権委員会の会議を招集し、本校全体の人権教育に係る活動の推進にあたる。また、いじめ及び特別支援を要する事象が発生した場合には、人権委員会がその解決までの役割の中心となる。さらに、重大事態が発生した時には、直ちにいじめ対策組織としての機能をもつ。

エ 人権委員会の構成員は次の通りとする。

校長、高等学校教頭、中学校教頭、事務長、特別活動部人権室長、生活指導部長、生活指導部教育相談室長、生活指導部健康管理室長、高等学校養護教諭、中学校人権主任、中学校生徒指導主任、中学校養護教諭、スクールカウンセラー

なお、重大事態が発生した場合は、直ちにこの人権委員会に当該学年主任、当該正・副担任を加えたいじめ対策委員会を組織し、校長をいじめ対策委員長として、当該事態の解決に向け、全力を尽くす。

オ 人権委員会は次のような役割を担う。

(ア) いじめに関する問題の予防、解消、そして再発防止に向けて、本校においてイニシアチブを発揮し、その中心となって活動する。

(イ) 「学校いじめ基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を果たす。このとき、活動の成果を評価した上で、この「学校いじめ防止基本方針」が見直されるというサイクルを機能させる。

(ウ) いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。

(エ) いじめであるか、どうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当委員会が、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報を、個

別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約、共有を行う。この役割を果たすためにも教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴え等を抱え込まずに、当委員会に報告する。

- (オ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を果たす。
- (カ) 個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。
- (キ) いじめに関する重大事態が生じた場合に、本校において事実関係の調査を行う際に中心としての役割を果たす。とくに調査における公平性・中立性を確保することが望ましい場合、(県)教育委員会による調査に全面的に協力する。

(2) 未然防止

いじめを行った生徒が、自らの行為により、いじめを受けた生徒がどのような痛みにも心身ともに苦しむことになるのか相手の状況を想像し理解をさせることは、いじめに関する問題解決の第一歩である。その意味において、「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資する」(「法」第15条1項)ことは論を俟たない。

本校ではこのことを踏まえ、道徳教育のみならず、いじめ防止を目的とした体験活動や生徒が自主的に取り組むいじめの防止のための対策等、「道徳教育及び体験活動等」によって、いじめを許さない環境づくりを行っていく。このためには、日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、アンテナを高く保つ必要がある。本校では、全ての生徒を対象に、日常の教育活動全体を通して、いじめの未然防止の取組を推進する。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、「心の通う対人交流の能力」の素地を養う。具体的には、相手のさまざまな発言や振る舞いにゆとりをもって受け止めることであり、自分の発言や振る舞いが相手にどう受け止められるのか、教育活動の場面を通じて人と人との関わりが豊かなものになるように配慮するとともに、人の思いや願い、気持ちなどが相互にわかり合えるように留意する必要がある。

イ 生徒会活動等の活性化

特別活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

具体的には、生徒どうしでいじめについて話し合い、いじめを解決する取組を通じて、生徒それぞれが持つコミュニケーション能力や規範意識を発揮させるとともに、適切な集団生活を通じて良好な人間関係を育てることが重要である。それゆえ、生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動等をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」「いじめは卑怯な行為である。」これらのことをしっかりと受け止めさせ、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする態度や行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員として自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換をしたり、学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

インターネット社会の急激な進展に伴い、インターネットを使ったいじめも増加し続けている。本校の生徒及びその保護者に対し、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように、啓発を行っていく。

インターネットを通じたいじめの特徴は、①不特定多数の者から絶え間な

く誹謗中傷が行われ、被害が極めて深刻なものになること、②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷が行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなること、③生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため実態の把握が難しいことなどがある。その形態・内容も、①インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィールサイト）、②メール、③その他（オンラインゲーム上のチャット、SNS等）に類型化できる。

生徒やその保護者に対する啓発活動を行っていく際には、「インターネット上のいじめ」に関するこれらの特徴や類型を踏まえておく必要がある。同時に、インターネット環境の発展により、次々と新しいコンテンツに触れていく生徒たちに対する情報リテラシー（情報活用能力）や情報モラル教育の推進も、不可欠である。また、保護者に対しても、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

- (7) 「情報安全教室」の開催：インターネット問題に詳しい専門家、携帯電話会社の担当者、警察署のハイテク犯罪担当者等を講師に招いて、被害の実態や防止法について学ぶ。
- (イ) 全教育活動を通じた情報安全教育の展開：各教科等の年間計画に情報活用・情報モラルを高める視点からの指導内容を取り入れる。
- (ウ) 啓発資料の配付：教育委員会等のわかりやすい資料・パンフレット・リーフレットを配布し、特に強調したい点を周知するなど有効活用を図る。
- (エ) 保護者や関係機関との連携：インターネットによるいじめの実態を正確に伝え協力を得る。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめは、教員に見えない所で、深く密かに潜行する性質を有する。それゆえ、教員がいじめを把握したときには、すでに事態が深刻化している場合も少なくない。こうした事態を防ぐため、「当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる」（「法」第16条1項）とあり、本校では、定期的に「人権に関するアンケート」を実施する。但し、本調査の実施に主眼を置くのではなく、調査はあくまでもいじめの「早期発見」という目的を達成するための手段に過ぎないことを踏まえ、これらを通じて得られる生徒からのサインを見逃さないよう

にすることが、何よりも重要である。

(ア) 人権に関するアンケートの実施

人権に関するアンケートを年3回（6月、10月、2月）実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、生徒や保護者の声を聞き、いじめ等の訴えがあった場合、生徒の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等、専門家からの助言を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめの事案は、通常、いじめの発見、事実の確認、いじめの解消に向けた指導、そして、再発防止というように対処する。教職員は、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるとき、生徒のいじめられたことの辛さ、悔しさを共有し、常に学校、教職員がいじめられた生徒に「寄り添った」対応を行うことが大切である。また、次の(ア)～(オ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめの事実があると思われるとき、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の生命、安全を確保する。

(イ) 事実確認

通報や「人権に関するアンケート」によっていじめが存在する可能性を知った場合、速やかに、対象となっているいじめについて、その有無や事実関係の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を（県）教育委員会に報告する。

(ウ) 支援・指導・助言

いじめがあったことが確認された場合は、いじめ対策委員会を立ち上げ対応を進める。まず、いじめを受けた生徒や保護者を「支援」し、他方、いじめを行った生徒に対しては適切な「指導」を行い、その保護者に対しては「助言」を行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

このとき、具体的な行動の主体となるのは、本校の教職員であり、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめと対峙することになる。

(エ) 学習環境の整備

いじめを受けた生徒の中には、いじめを行った生徒の存在それ自体に大

きなストレスを感じる者が多い。調査の結果、いじめの存在が明らかになった場合、支援の一環として、必要に応じ、いじめを受けた生徒、その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。その方法として、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせることとする。但し、この点については、別室学習を強いられる生徒の教育を受ける権利の侵害にならないよう、生徒の権利保障という視点に立ち、保護者の同意を得る等、適正な手続きを踏むことが大切である。

(オ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に適切に提供する。但し、情報提供にあたっては、守秘義務やプライバシー保護の観点から慎重な対応が求められる場面も少なくないことから、個別の事案によって適切に判断する。

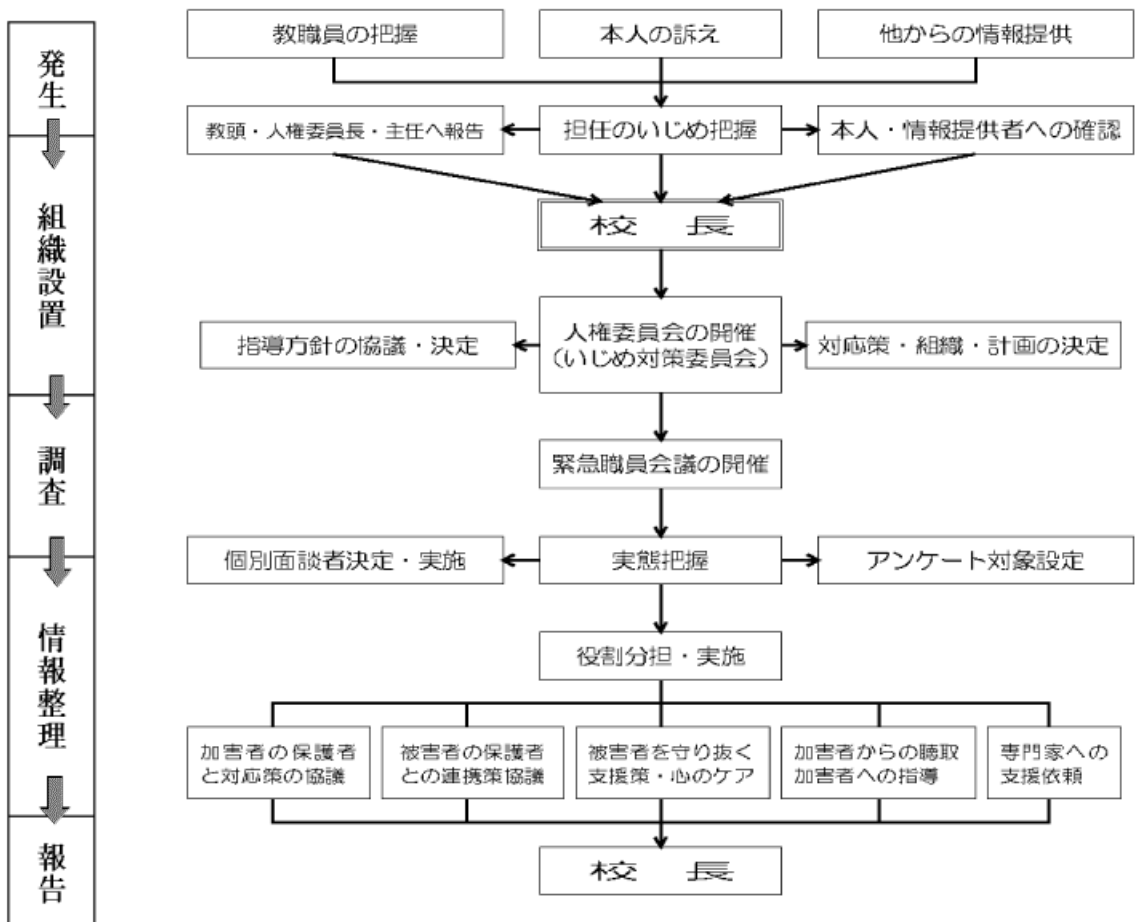


図1 いじめが発生したときの組織対応の流れ

【留意事項】

- I いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- II いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

ウ 関係機関との連携

いじめには、ときに恐喝や傷害等、刑罰法規に触れる行為がある。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時、適切に連絡する。また、生徒相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめがなされた場合、瞬時に膨大な量の書き込みが行われる上、いじめ相手の特定が難しく、その対応には困難が予想される。それゆえ、各専門機関の協力を得て対応する。

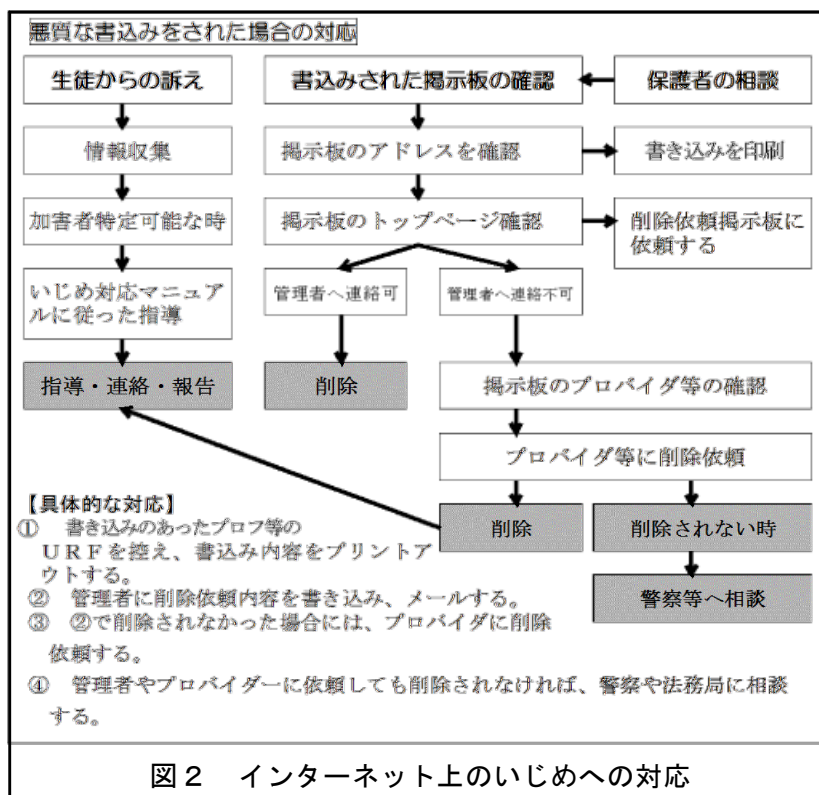


図2 インターネット上のいじめへの対応

(4) 教職員の資質能力の向上

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、また、クラスや学年、クラブ活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。なお、教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解し、生徒に対して指導に当たる必要がある。

これらを十分踏まえ、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身に付けられるように校内外の研修を受けることも大切である。なお、校内研修では、①いじめを受けた生徒又はその保護者に対する「支援」②いじめを行った生徒に対する「指導」③いじめを行った生徒の保護者に対する「助言」という観点から、（県）教育委員会から配付された「いじめ問題対応マニュアル」及び「いじめ問題対応ハンドブック」等を活用し、年2回（4月、10月）、校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

ア いじめを受けた生徒の保護者に対する支援

いじめを受けた生徒が孤立しないように、また、保護者が我が子がいじめを受けていると知った場合に、気軽に相談できる体制を広く構築する。また、保護者の求めに応じた支援を連携して行う。

イ いじめを行った生徒の保護者に対する助言

当該生徒等が行ったいじめの程度や家庭環境を踏まえて行う必要がある。また、学校だけでは助言が困難な場合には、他の機関に協力を要請し、連携を図る。

ウ 地域との連携

学校外で起きたいじめの実態については、学校が単独で把握することは困難である。それゆえ、保護者や地域住民との意見交換の機会を設け、日常的に家庭、地域社会との協力体制を整えておく。

(6) 継続的な指導・支援

人権委員会や職員会議における事案報告等、会議等の機会を定期的に設け、

生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるように粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認する。このとき、いじめ問題に関する目標の設定や目標への対応状況の評価に際しては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、次の項目・観点に対して評価を行う。これらの評価結果を踏まえて、人権委員会を中心に「いじめ防止基本方針」を点検し、必要に応じて見直しを行う。主な内容は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>ア 本校における「いじめ防止基本方針」が、生徒の実態に即しているか。</p> <p>イ 日頃より、いじめの実態把握に努め、生徒が発する危険信号等を見逃さないようにアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めているか。</p> <p>ウ 各クラスの状況を学校組織として共有できているか。</p> <p>エ この「いじめ防止基本方針」やいじめ防止に関する取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。</p> <p>オ いじめが生じた際に、学校全体で組織的、かつ迅速に対応する体制が機能しているか。</p> |
|---|

5 桐蔭中学校での取組

(1) 未然防止

ア 生徒会活動等の活性化

特別活動において、異年齢集団による交流も含め集団の中で生徒一人一人が活躍できる場面をできる限り多く設定する。生徒会活動は、執行部を核とした各委員会活動を活性化させ、それぞれの特色を出させるためにできるだけ生徒自らが活動計画を立てるように指導する。

イ 仲間づくり

学年の始まりの時期に各学年は校外学習を計画・実施する。一年生は加太方面での一泊二日の新入生交流合宿、二年生は大阪方面での桐の葉校外学習、三年生は関東方面への二泊三日の修学旅行を実施する。それぞれ、校外学習に向けての計画時期から生徒が意見を交わしながら主体的に企画立案をし、それに基づいて実施することで各学年の仲間づくりに大きな役割を持たせる。

ウ 道徳教育の充実

学校教育活動全般において道徳教育の充実を図る。また、年間35時間の道徳の時間は各教科や特別活動、桐の葉の時間との関わりの中で適切な計画をたてて実践する。各学年、各学級の状況によっては道徳の時間の年間計画を弾力的に運用し、その状況に応じた内容に変更することもある。

エ インターネットの有効性、危険性を学ぶ

インターネットを使用できる環境は個人によって差異があるというのが中学生の現況である。本校の生徒は遠方からの通学生も多く、中学校入学と同時におもに家庭連絡のためにはじめて携帯電話やスマートフォンを持つ生徒が多い。そういう意味ではインターネットに対する知識が未熟といえる。現に毎年、SNS（ソーシャルネットワークサービス）が原因のトラブルが発生している。電話やメール機能については有効であるが、SNSについては、その必要性以上に危険性が上回ることから、機会をみつけては生徒や保護者にその危険性を訴えかける。また、その専門分野の講師を招いて全校生徒を対象にインターネットの有効性、危険性について講義等も実施する。

オ 学びあう授業

生徒一人一人が充実した学校生活を送るには「わかる授業」が前提である。そのために教師は指導方法の研究や教材研究を徹底する。また、機会があれば研修に参加し、教科指導の質の向上に努める。授業形態は、生徒が個人で学ぶ場面だけでなく、班を基本としたグループで学びあう場面を設定し、お互いの考えを共有させる。そうすることで生徒は、授業に参加している意識が高まり、他者との考えの違いを認識することができる。また、それで終わらせるのではなく、お互いに切磋琢磨させることで「わかる授業」につなげ

ていく。

カ 生徒一人一人をしっかりと見る

生徒一人一人に対しても、自己有用感や自己肯定感を育むように、授業や各行事において声かけを多くしていくことが大切である。生徒一人一人の様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。

(2) 早期発見、早期対応

ア アンケートの実施

中学校では、よりよい学校生活を送るために人権に関するアンケートを年3回（5月、10月、2月）実施する。このアンケートは、自分に関することはもちろん、自分から見た他者に関する質問も含まれていることから多方面からの情報が集まりやすくなっている。実施にあたっては「記名」で行い、気になる回答等があれば、生徒のプライバシーに配慮しながら関係生徒から聞き取り調査する。聞き取り調査した内容は、人権担当や管理職に報告する。

○実施例○

中学校生活をよりよく……（人権教育調査）

年 組 番 氏名

メールやブログを利用した他人への中傷(悪口)・暴言、いじめ、ホームレスや障がいをもった方などへの嫌がらせなど、社会では沢山の問題を抱えています。私達の学校生活のなかでも、他者を傷つけたりからかったりする言動があるようです。そうした話を聞かされたら、悲しい気持ちになります。

学校では、今日の調査を通して本校の実態を知り、今後の指導に役立てていきたいと考えています。実態を正確に把握するために、ありのままに教えてください。（調査にかかわる個人的な情報は、秘密扱いとします。安心して答えなさい。）

I 学校生活で……

1 あなたは、学校へ行きたくないと感じた日がありましたか。

- ①よくある ②ときどきある ③たまにある ④ほとんどない ⑤まったくない

2 1で、①・②・③と回答した人は、その理由を次から選んでください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 友達とうまくいかない | ② 先生とうまくいかない |
| ③ 友達にいじめられる | ④ 先輩がこわい |
| ⑤ 学校でだれもかまってくれない | ⑥ 人と話すのがいやだ |
| ⑦ 授業がわからない | ⑧ 学校の決まりや校則がきびしい |
| ⑨ 授業が楽しくない | ⑩ 学校の宿題・課題ができていない |
| ⑪ 部活動がいやだ | ⑫ 休憩時間や放課後が楽しくない |

- ⑬ 眠い・体がだるい
- ⑭ 朝になると学校に行けない
- ⑮ 病気がち
- ⑯ 家庭の事情がある
- ⑰ 仲間から誘われた
- ⑱ 学校以外におもしろいことがある
- ⑲ 登下校時に困っていることがある
- ⑳ その他 ()

(いくつでも)

3 あなたは、次の項目について、学校で、次のようなことをされた経験がありますか。

- ① 暴力を受けた
- ② 仲間はずれにされた
- ③ いやがらせをされた
- ④ いやなこと(悪口・陰口)を言われた
- ⑤ その他 ()

(いくつでも)

4 あなたは、次の項目について、学校で、次のようなことを見たり聞いたりしたことがありますか。

- ① 暴力を受けた
- ② 仲間はずれにされた
- ③ いやがらせをされた
- ④ いやなこと(悪口・陰口)を言われた
- ⑤ その他 ()

(いくつでも)

5 3、4で該当する項目があった人は、その内容を具体的に書いてください。

(誰が・いつ・どこで・どんなふうに)

6 現在、あなたの学年にいじめがあると思いますか。(いじめとは、「あなたに関係のある友人等から受けるさまざまな行為によって、心身の苦痛を感じていること。」とします。)

- ① ある
- ② ない

7 6で①と回答した人は、その内容を具体的に書いてください。

8 あなたにとって、学校・学級は居心地のいい場所ですか。

- ① 大変居心地がいい
- ② どちらかといえば居心地がいい
- ③ どちらでもない
- ④ どちらかといえば居心地が悪い
- ⑤ 大変居心地が悪い

Ⅱ 情報端末（携帯電話やパソコン）の扱いについて……

9 あなたは携帯電話（スマートフォン）を持っていますか。

- ① 持っている ② 持っていない

10 あなたは、パソコンを持っていますか。

- ① 持っている ② 自分は持っていないが、家族のパソコンはよく使う
③ 持っていない

11 あなたは、携帯電話（スマートフォン）やパソコンのメールをよく使いますか。

- ① よく使う ② どちらかといえばよく使う ③ 必要以上に使わない
④ ほとんど使わない

12 あなたの家庭では、携帯電話（スマートフォン）などに関するルールがありますか。
ルールがある人は具体的に書いてください。

13 あなたは、他人から中傷（悪口）のメールが送られてきたことがありますか。

- ① よく送られてくる ② 時々送られてくる
③ ほとんどないが、送られてきた経験はある ④ 送られてきたことはない

14 あなたは、HPの掲示板やブログの中で、中傷（悪口）を書いているのを見たことがありますか。

- ① HPの掲示板やブログに自分の中傷（悪口）を書かれているのを見た
② 本校（桐蔭中・高）の生徒の中傷を見た
③ 本校ではない人の中傷（悪口）を見た
④ HPの掲示板またはブログを見るが、そのような中傷（悪口）を見たことが
ない
⑤ HPの掲示板またはブログを見ない
⑥ その他（ ）

15 14で①～③を選んだ人はいつごろ見たか書いてください。

16 あなたの学年では、携帯電話の携行の約束（校内では電源を切っておくこと）が守られていますか。

- ① 守られている ② 守られていない

17 16で②と回答した人は、その内容を具体的に書いてください。

(いつ・どこで・だれが・どんなふうに)

18 あなたはSNS (mixi、GREE、Twitter、Facebook、LINEなど) について知っていますか。

- ① 登録している ② 知っているが登録していない ③ 知らない

19 18で①と答えた人は、その利用法(何に・どのように使っているか)について書いてください。

20 SNSの中で知り合った人と、実際に会ったことはありますか。

- ① ある ② ない ③ 近々、会う予定である

21 今、あなたが悩んでいることがあれば書いてください。

※ 悩みがあれば、あなたが一番話しやすい先生に相談しよう！

イ 生徒との対話

生徒の現状を把握するためにはできるだけ生徒の生の声を聞くことが大切である。そのために、授業時間だけでなく休憩時間や課外活動のときなどにも生徒と対話するようにこころがける。その一環として昼食時に担任が各教室で生徒とともに昼食をとり、生徒の会話を聞いたり、ときにはその会話に入ったりする。また、毎日の学校生活の感想を連絡ノートに書かせて提出させることで生徒が今おかれている様子を知る機会をつくる。教師には直接相談できないことを「書く」ということにおきかえると相談しやすくなることで、この連絡ノートはとても有効である。

ウ 養護教諭の役割について

- (7) 養護教諭は、保健室における生徒の様子からいじめのサインに気づくことが多い。いじめにかかわる人間関係は、一人の見方だけでは捉えにくいので、保健室等での生徒の状況で気になることは、日常的に担任や学年の教員に伝え、複数の視点からその防止・解決のための方策を検討する。また、担任も日頃から養護教諭とのコミュニケーションに心がける。

(イ) スクールカウンセラーの役割を明確にして組織的に連携をはかる。

エ 教育相談について

生徒一人一人が抱える心の問題を的確に捉え、早期に担任、学年、スクールカウンセラーや関係機関と連携して具体策を講じて対処する。特に、いじめの被害生徒の心の傷が深い場合には、状況によっては、スクールカウンセラーが定期的に直接本人と面談したり、支援の方法のアドバイスを

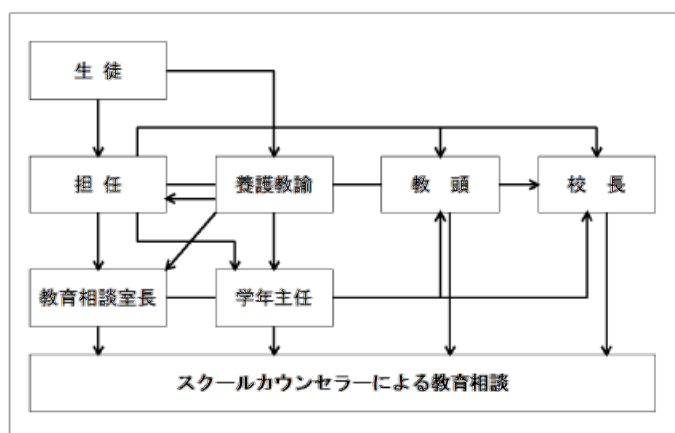


図3 教育相談の流れ

受ける等、スクールカウンセラーとの密接な連携が不可欠である。日常の観察や声かけを行う中で、小さな変化に気づくようにするとともに、スクールカウンセラーの専門的な見地からの意見は、いじめ防止の多角的理解にもつながるため、一人の目では捉えきれなかったことも、新たな発見につながるものが少なくない。このためにも教職員は積極的に連携をとり、日頃からカウンセリングの考え方や姿勢をいかした指導力の向上を図る。また、生徒指導部内に、スクールカウンセラー担当2名と特別支援教育コーディネーターを1名配置する。

(3) 家庭・地域との連携

ア 三者面談

毎年、7月と12月に三者面談を実施する。(7月は2、3年生のみ)担任等教職員は、保護者と生徒を交えた三者面談の機会に、アンケートや生徒の学校生活の様子からうかがえない家庭での様子を知る重要な機会と捉える。

イ 家庭訪問

1年生は7月に家庭訪問を実施する。本校の特色の一つに広い地域から生徒が通学していることがあげられる。中学校生活にも慣れた時期に各家庭を訪問し、地域での様子や家庭での様子を知る重要な機会である。また、学校で行う懇談ではなく各家庭で行う懇談ということで、話す場の雰囲気リラックスしたものになり各生徒についての話題も深まる。

ウ その他の機会

学級懇談会、学年懇談会、PTA総会、地区懇談会等を生徒一人一人につ

いての情報交換の機会とする。

エ 重大事態が発生した場合における保護者会の開催

- (ア) 事前の準備を万全に行う。開催に当たっては、物理的には、資料の準備、会場整理、教職員の役割分担等、心理的には、PTA役員や関係保護者との事前協議を行う。
- (イ) いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して話す。
- (ウ) 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者の意見に耳を傾ける。
- (エ) プライバシーの保護・マスコミ対応を適切に行う。

(4) 桐蔭中学校のいじめ防止に係る年間指導計画

は、いじめ防止関連

	1 年生	2 年生	3 年生	学校全体
4 月	入学式 <input type="checkbox"/> 新入生交流合宿	前期始業式	前期始業式	前期専門委員会 登下校交通指導 <input type="checkbox"/> 携帯電話指導
5 月	授業参観・ <input type="checkbox"/> 懇談会 前期中間考査 I	授業参観・ <input type="checkbox"/> 懇談会 桐の葉校外学習 前期中間考査 I	授業参観・ <input type="checkbox"/> 懇談会 修学旅行 前期中間考査 I	<input type="checkbox"/> 人権アンケート
6 月	前期中間考査 II	前期中間考査 II	前期中間考査 II	<input type="checkbox"/> インターネットの 使い方指導
7 月	スポーツ大会 <input type="checkbox"/> 家庭訪問	スポーツ大会 <input type="checkbox"/> 三者面談	スポーツ大会 <input type="checkbox"/> 三者面談	生徒総会 <input type="checkbox"/> 地区懇談会
8 月	夏季補習	夏季補習	夏季補習	<input type="checkbox"/> 地区懇談会
9 月	桐蔭祭 ・体育大会・文化祭	桐蔭祭 ・体育大会・文化祭	桐蔭祭 ・体育大会・文化祭	
10 月	後期始業式 前期末考査	後期始業式 前期末考査	後期始業式 前期末考査	<input type="checkbox"/> 人権アンケート 後期専門委員会 生徒会役員選挙
11 月	授業参観 進路学習コンパス	授業参観 進路学習コンパス	授業参観 進路学習コンパス	学校開放月間
12 月	後期中間考査 <input type="checkbox"/> 三者面談	後期中間考査 <input type="checkbox"/> 三者面談	後期中間考査 <input type="checkbox"/> 三者面談	
1 月	スポーツ大会	スポーツ大会	スポーツ大会	
2 月	学年末考査 マラソン大会	学年末考査 マラソン大会	学年末考査 マラソン大会	<input type="checkbox"/> 人権アンケート
3 月	後期終業式	後期終業式	卒業式	桐蔭キュリオ・桐の葉 発表会

6 桐蔭高等学校での取組

(1) 未然防止

ア 生徒会活動等の活性化

特別活動において、生徒一人一人が主体的に意思決定し、集団のなかで協力しながら自主的な活動を作り上げていくことを支援する。また、文武両道の実現をめざすことを通して、学力と豊かな人間性を育むように指導する。

イ 人権HRの充実によるいじめ防止

人権尊重・生命尊重の意識を高めることは、いじめ防止の要諦である。それゆえ、「桐蔭高等学校人権教育全体計画」、「同年間計画」に適切に位置付け、効果的な指導を進める。また、生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。また教職員自らが自他の人権・生命を尊重する態度を率先して示す。

ウ インターネット上の人権侵害について学ぶ

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上したが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページや電子掲示板に個人や集団等を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加している。さらに、携帯電話からのインターネット利用者も増え、携帯電話サイトなどで、差別的な内容の書き込みも後を絶たない。「インターネット上の人権侵害」について、その現状及び特性を理解し、その解決にむけて、家庭においても、取り組めるように情報リテラシーや情報モラルについて学習する。

エ 授業づくりの改善と工夫

生徒の自主的な学習姿勢を育成するため、各教科における指導方法の工夫を行う。また、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていく。

オ キャリア教育

社会的職業的自立を目指し、生徒一人一人の将来への夢と希望を育み、基礎的汎用的能力の育成を図る。

(2) 早期発見・早期対応

ア アンケートの実施

いじめアンケートを年3回（6月、10月、2月）実施する。実施にあた

っては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。具体的な実施方法については、次の通りとする。

<p>【第1段階】 質問項目（下記参照・その1）は、3つに限定する。このアンケートは「記名」で実施する。</p>
↓
<p>【第2段階】 学級担任は、いじめアンケートの結果について、気になることがあれば、周囲にわからないように、別室等においてその状況の聞き取り調査を、関係する生徒本人から（下記参照・その2）による聞き取り調査を速やかに行う。</p>
↓
<p>聞き取り調査内容を、速やかに人権委員会委員長に報告する。人権委員会委員長は、生活指導部長や学年主任に相談するとともに、直ちに校長、教頭に報告する。</p>

○実施例○

人権に関するアンケート（第1回）～（第3回） 桐蔭高等学校

（その1）	年 組 番 名前
--------------	----------

○ このアンケートは、本校における人権教育を進めるために実施するものです。したがってプライバシーや個人的信条が問題になることは決してありませんので、思うままを書ける範囲で記入してください。該当する記号を選び、右の回答欄にその記号を書いてください。

（1）あなたは、これまで（前回の調査日の平成〇年〇月〇日から、今回の調査の時点まで）に、「いじめ」を受けたことがありますか。

ア ある イ ない

回答欄 (1)	
------------	--

（2）上記（1）のうち、ア「ある」と答えた人は、その「いじめ」は解消しましたか。

ア 解消した イ まだ解消していない

回答欄 (2)	
------------	--

（3）あなたは、これまで（前回の調査日の平成〇年〇月〇日から、今回の調査の時点まで）に、「いじめ」を見かけたことがありますか。

ア ある イ ない

回答欄 (3)	
------------	--

○実施例○

人権に関するアンケート（その2）

年 組 番 名前

- このアンケートは、本校における人権教育を進めるために実施するものです。したがってプライバシーや個人的信条が問題になることは決してありませんので、思うままをかける範囲で記入してください。該当する記号を選び、右の回答欄にその記号を書いてください。（複数回答可のものはいくつでもよい。）また記述欄は自由に書いてください。
- 先に実施した人権アンケートにおいて、これまで（（前回の調査日の平成〇年〇月〇日から、今回の調査の時点まで）「いじめ」を受けたことがあるまたは、「いじめ」を見かけたことがあると記入した人に、尋ねます。

（1）それはどのような「いじめ」ですか。（複数回答可）

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等（ブログ等も含む）で誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）や嫌なことをされる。
- ケ その他

具体的な内容

回答欄
(1)

（2）それは、あなたやその人の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えるものはありますか。

- ア ある イ ない

回答欄
(2)

（3）そのほか、「いじめ」に関することで、相談にのってほしいことや気になることがあれば、どんな小さなことでも、自由に記入してください。

イ 生徒指導におけるいじめへの対応

自主性と桐蔭生としての誇りを持った規律ある生活習慣を確立する。また、人格を尊重し、人を愛する豊かな人間性と社会性を養う。さらに、生徒理解の上に立った指導体制を確立するとともに、全職員の共通理解のもと指導にあたる。

- | | | |
|---------------|---|------------------------|
| ウ 養護教諭の役割について | } | 桐蔭中学校の内容と同じ
(19頁参照) |
| エ 教育相談について | | |

(3) 家庭・地域との連携

ア 三者面談

毎年、7月と10月、12月に三者面談を実施する。担任等教職員は、保護者と生徒を交えた三者面談の機会に、アンケートや生徒の学校生活のようすからうかがえない家庭でのようすを知る重要な機会と捉える。

イ その他の機会

学級懇談会、学年懇談会、PTA総会、地区懇談会等を生徒一人一人についての情報交換の機会とする。また、それぞれの機会において、いじめ防止に関する研修会等を計画してもらえるように呼びかける。

ウ 家庭（保護者）との連携

- (ア) 家庭においても「いじめは相手の人権をふみにじる卑劣な行為であり、絶対に許されない」ことを徹底してもらう。
- (イ) 日頃から生徒とよく話し合ったり、ようすを注意深く観察する等して気がかりなことは、担任、教頭に連絡をしてもらう。
- (ウ) 生徒が何かを話したいようすのときには、生徒の話に耳を傾けてもらう。
- (エ) いじめの兆候を感じたら、即刻、担任、教頭に連絡してもらう。

エ 重大事態が発生した場合における保護者会の開催

- (ア) 事前の準備を万全に行う。開催に当たっては、物理的には、資料の準備、会場整理、教職員の役割分担等、心理的には、PTA役員や関係保護者との事前協議を行う。
- (イ) いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して話す。
- (ウ) 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者の意見に耳を傾ける。
- (エ) プライバシーの保護・マスコミ対応を適切に行う。

(4) 桐蔭高等学校のいじめ防止に係る年間指導計画

	職員会議等	防止対策	早期発見
4月	人権委員会 (指導方針、前期指導計画) 教員研修 (基本方針)	新入生事前指導	
5月		情報モラル教室 (1年) 人権HR (1年①・3年①)	
6月		人権HR (2年①) …… 学年・学級懇談会	いじめアンケート(第1回)
7月	緊急対応会議の開催 事案発生時、	クラス・学年づくり 人間関係づくり	三者面談 (生徒・保護者・担任)
8月			地区懇談会
9月			
10月	人権委員会 (指導方針、後期指導計画) 教員研修 (情報共有)	人権HR (2年②)	いじめアンケート(第2回) 三者面談 (生徒・保護者・担任)
11月		人権HR (2年③・3年②) (ネット上の人権侵害)	
12月		人権HR (1年②)	三者面談 (生徒・保護者・担任)
1月	学校評価等による取組評価	人権HR (1年③)	
2月			いじめアンケート(第3回)
3月	人権委員会 (取組評価、年度反省等)		

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、直ちに適切な対処と、当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止する。また、重大事態については、次のように対処する。

「法」第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して、次のように判断する。

- (ア) 「生命」に重大な被害が生じたこととは、自死行為（未遂も含む。）がこれにあたる。
- (イ) 「心身」に重大な被害が生じたこととは、うつ病等の精神疾患、骨折、打撲傷、内臓の損傷及び火傷などがこれに当たる。なお、精神疾患などによる不登校については上記「法」第28条2号の適用対象である。また、教員などが受傷を発見し、生徒に原因を明らかにするよう求めても合理的な説明を受けられない場合、重大な被害が生じているおそれ強いことを認識する必要がある。
- (ウ) 「財産」に重大な被害が生じたこととは、恐喝行為によって、生徒が固有の財産又は保護者等の財産から金品を交付させられることなどである。

イ 「相当の期間」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して、次のように判断する。

- (ア) 何らかの疾病（インフルエンザなど）に罹患しているなどの合理的理由がない場合、連続して1週間を超える欠席をすることは希であろう。そのため、欠席が数日から1週間にわたった程度で、担任から生徒又は保護者に対して電話又は面談による聞き取り調査を行う。
- (イ) 深刻ないじめが理由の場合の欠席は長期化するのが通常であること、及び連続して1か月を超える欠席の場合、再度登校することに対

する心理的障害が高くなることを鑑みると、「相当の期間」とはおおむね1か月程度とする。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供等

ア 重大事態が発生した場合、直ちに（県）教育委員会に報告する。

イ 人権委員会が中心となって、「事実内容を明確にする」ための調査にあたる。なお、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）から、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校や教職員がどのような対応をしたか、などの事実関係を可能な限り明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係の速やかな調査を行う。

- (7) 具体的な調査方法としては、質問票によるアンケート調査のほか、生徒への聴き取り調査を想定する。
- (イ) 客観的事実との符合を念頭に置いた適切な聴き取り調査を行う。

ウ 上記の調査の際、アンケート調査を実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

オ 「適切に提供すること」については、個人情報保護条例及び個人情報保護法との関係では、次のようなことが想定される。

- (7) いじめに関わった生徒に関する仮名処理を行う。
- (イ) いじめに関わった生徒の家庭環境等に関する調査結果については開示しない。
- (ウ) 調査結果のうち、不正確なもの。
- (エ) 客観的な証拠に裏付けされた事実関係に関する報告書。
- (オ) 質問票などのアンケートに関しては、個々の質問票の開示は不適切であるものの、回答を集計したアンケート調査結果については客観的事実であることから、当該報告書において提供されるべき情報とする。

カ 警察等の通報・連携

「法的な限界」「安全保持の限界」「本人の利益保護の限界」という3つの限界の1つでも超えたときを通報の時機と判断する。

- (7) 「法的な限界」とは、傷害・暴行・恐喝・強要等は明らかな刑法違反（犯罪行為）である。この「法的な限界」を超えたときは、警察等の司法機関に通告しなければならない。
- (イ) 「安全保持の限界」とは、いじめられる生徒を最後まで守り通すことは、生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務である。無法行為に対しては、「安全保持の限界」は一步も譲れない。
- (ウ) 「本人の利益保護」とは、教育だけではなく、司法的・福祉的・医療的援助が必要となるときがある。「本人を守る」ためには、連携は大切な選択肢の一つである。

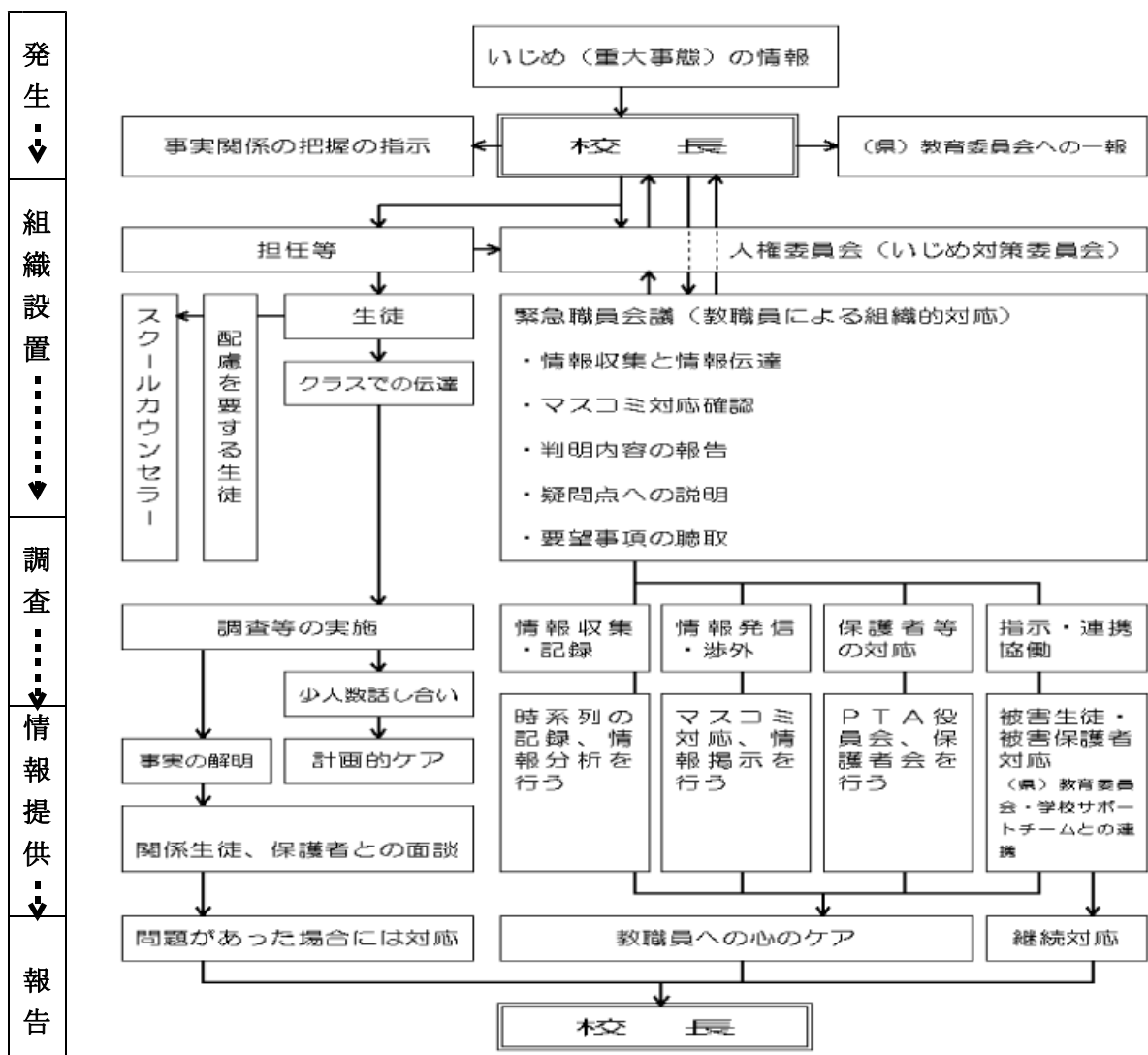


図4 いじめ（重大事態）が発生したときの組織対応の流れ